檜山家畜衛生だより

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会
北海道檜山家畜保健衛生所

第１４６号
令和５年３月発行

～ご挨拶～

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会会長　村上　寛明

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行が収まらない状況でしたが、少しずつこの病気と共存する道が模索され、人流も回復しつつあります。畜産業界では昨今の世界情勢により燃料費や飼料費が高騰し生産者にとってたいへん厳しい年になりました。生産者の皆様の日々の経営努力に心から敬意を表します。

家畜衛生関係におきましては、檜山管内は大きな伝染病の発生がなく穏やかな一年でした。しかし、管外では４月・５月に北海道では 2016 年以来となる高病原性鳥インフルエンザが４例発生し、今冬も北海道２例を含め全国的に鳥インフルエンザが猛威を奮い、過去最多の発生件数となっています（令和５年３月 14 日現在、80 例発生）。豚熱は本州で散発しワクチン接種による防疫がおこなわれています。北海道では豚熱ワクチンを使用しない方針ですが、このまま清浄性を維持するために防疫レベルを上げていく必要があります。鳥インフルエンザや豚熱等の悪性伝染病は、野生動物を介した感染にも注意しなければなりません。日常的な消毒や畜舎の保全等の基本的な対策の積み重ねが重要です。また、海外から人の出入りが回復しますと、違法畜産物の持込が懸念されます。検疫所で水際対策はおこなわれていますが、すり抜けてしまうと農場の飼養衛生管理区域が最後の砦となります。農場内に病気を入れない対策を引き続きお願いします。目に見えない病原体への対策は気疲れするものですが、檜山地区で力を合わせて自衛防疫を推進し、悪性伝染病の侵入防止を図らなければいけないと思っておりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

令和４年度シーズン
高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生状況

令和４年（2022 年）10 月 28 日、岡山県で HPAI が確認されて以降、発生は１道 25 県 80 事例にのぼり、1500 万羽以上が殺処分されています（３月 14 日現在）。

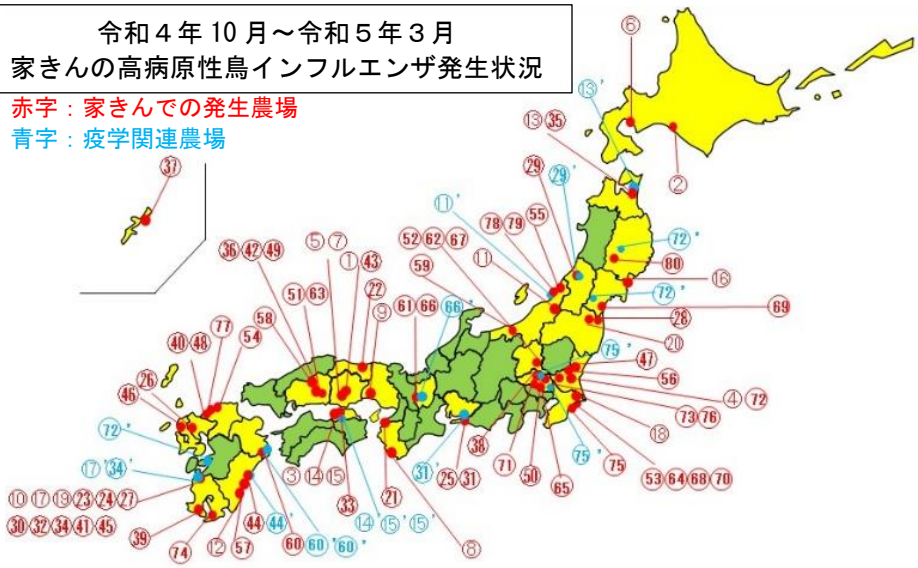

北海道では今シーズン、令和４年 10 月から死亡野鳥等において本病ウイルスが陽性となる事例が確認され、これまで全道 27 事例が確認されています。加えて、家きんでは 10 月 28 日に厚真町（全国２例目）、11 月７日に伊達市（全国６例目）で HPAI が相次いで発生が確認され、合計約 32 万羽が殺処分されました。

昨シーズンは５月 14 日（網走市）まで本病の発生が継続しているため、今シーズンも、５～６月頃にかけて発生リスクが極めて高い状況にあると考えられ、今しばらく本病に対して最大限の警戒感を維持していく必要があります。

家きん飼養農場におきましては、ウイルスの侵入防止のため、より一層の飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底、野生動物の侵入口となる破損箇所の修繕等をお願いします。

豚熱（CSF）について

国内では平成 30 年（2018 年）９月以降、CSF の発生が続き、養豚場における発生は、86 事例、殺処分頭数は約 35.7 万頭に上っています（３月 14 日現在）。

ワクチン接種農場の豚や精液等の移動は、原則としてワクチン接種地域内に限られます。道外から豚や精液等を導入する際は、<u>ワクチン接種農場で飼養または生産されたものではないこと</u>を必ず確認してください。

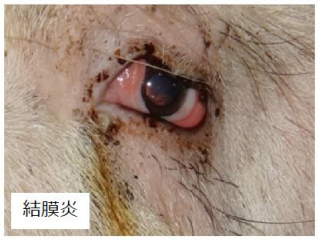

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、腹部、内股部）を呈し死亡。　写真出典：岐阜県

異状を発見したら直ちに通報しましょう！

アフリカ豚熱（ASF）について

ASF は現在、国内での発生はありませんが、近隣のアジア諸国で発生が相次いでいます。また、発生国から日本へ違法に持ち込まれた肉製品等から、ASF ウイルスが検出されています。コロナ禍において訪日外国人が減少したことに伴い、携帯品における違法畜産物の摘発件数・重量は減少していますが、一方で国際郵便物の摘発は増加しています。

道内への CSF および ASF 侵入リスクは依然として高い状況です。侵入防止のため、日頃から飼養衛生管理の徹底をお願いします。

口蹄疫（FMD）について

現在、国内で口蹄疫の発生はありませんが、インドネシア、中国、モンゴル、マレーシア等の近隣アジア諸国において発生が続いており、国内への FMD ウイルス侵入リスクは依然として高い状況です。口蹄疫侵入防止のため飼養衛生管理の徹底や、早期摘発のための監視強化、万一、口蹄疫を疑う異状がみられた場合の早期通報をお願いします。

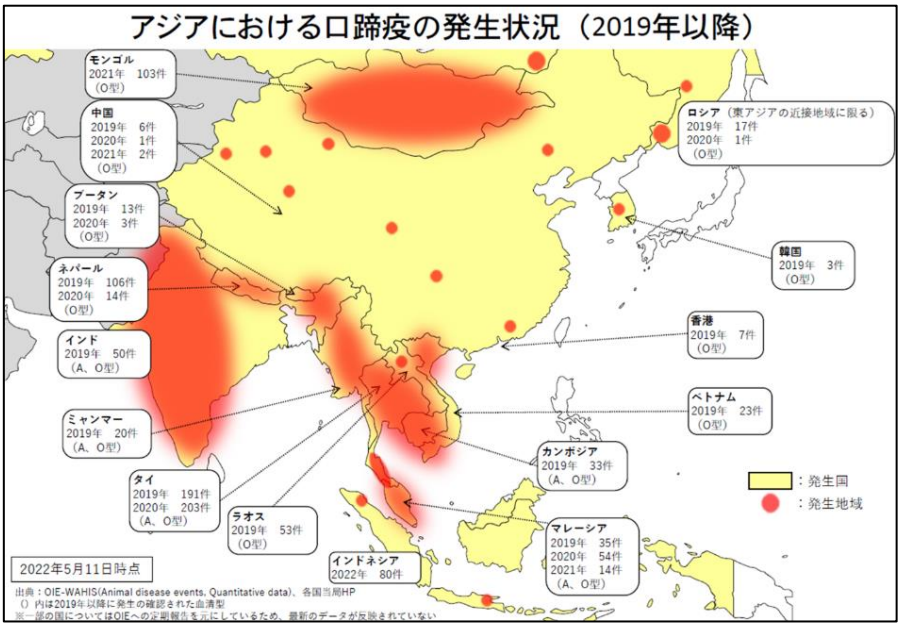

口蹄疫の症状

牛や豚などで、発熱や食欲不振にはじまり、泡状のよだれを流したり、
口・鼻・ひづめ・乳頭などに水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴症状です。

泡状のよだれ

口唇の潰瘍
（水疱がやぶれたもの）

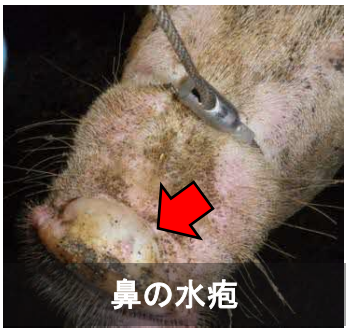
鼻の水疱

アカバネ病について

【アカバネ病とは】

●牛に死流産や異常産を引き起こすウイルス感染症です。
●ウイルスは夏～秋にかけて流行し、ヌカカ等の吸血昆虫により媒介されます。
●異常産の発生時期は、ウイルスが流行した年の夏～翌年の春頃。
●道内でも 10 数年に１回程度発生しています。
●治療法はなく、媒介昆虫が活動を始める前にワクチン接種により予防が可能です。

檜山管内では毎年６～１０月にかけて、アカバネ病の発生予察のため、定点観測を実施しています。令和４年１０月の検査で、管内の牧場でアカバネ病ウイルスの抗体価の上昇が確認されました。令和４年夏にアカバネ病ウイルスの流行があったと考えられ、**令和５年春頃まで、アカバネ病の発生に注意が必要です。**アカバネ病を疑う症例は、家畜保健衛生所までお知らせください。

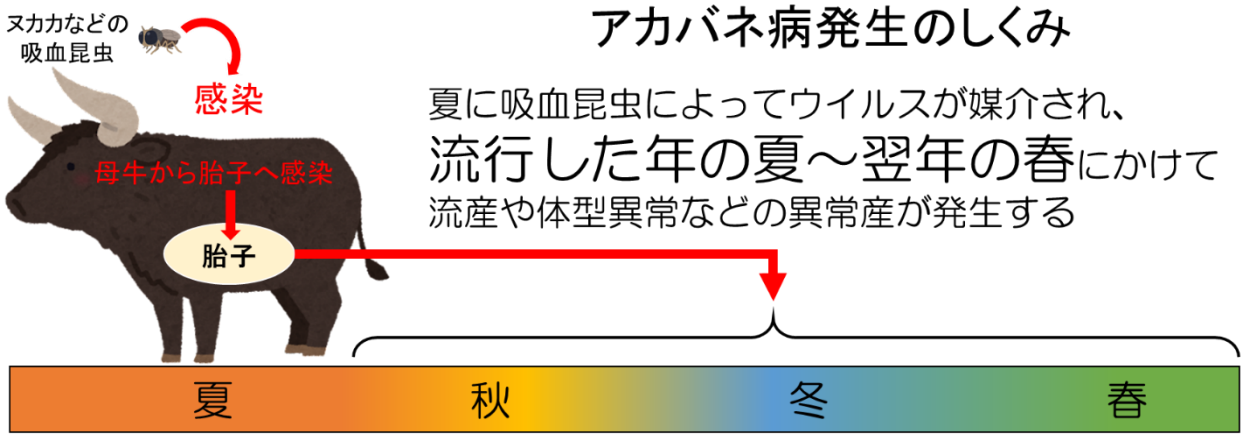

【症状】

●妊娠牛：早産・死産・流産、先天性の体型異常子牛の分娩
　　母牛自身には通常ほとんど症状はありませんが、奇形子牛の分娩に伴い難産を起こす場合があります。
●子牛（生後感染）：運動失調、起立困難や起立不能、後肢麻痺、神経症状など

【体型異常子牛の特徴】

●四肢の湾曲、脊柱の湾曲や斜頸
●内水頭症（大脳欠損症）、頭部の変形
●虚弱、歩行困難や起立不能

アカバネ病野外感染例：四肢の湾曲と関節拘縮
（提供：北海道十勝家畜保健衛生所）

第 70 回家畜保健衛生業績発表会について

令和４年 10 月 18 日（火）に北海道立道民活動センターかでる２・７（札幌市）で、第 70 回家畜保健衛生業績発表会が行われました。道内 14 家保から 21 題の発表がありました。檜山家保からは五井獣医師が、「管内一公共牧場における約 20 年にわたる小型ピロプラズマ対策の成果と課題」と題し、公共牧場で地域一丸となって取り組んできた小型ピロ対策の内容と成果について発表しました。

家畜伝染病予防法第５条に基づく検査について

令和４年度の検査実績

検査内容	実施町名	実施時期	検査頭羽群数	結果
肉用繁殖牛及び 種雄牛のヨーネ病	今金町	R5年1月 ～R5年2月	885 頭	全頭陰性
家きんの鳥インフルエンザ	せたな町	10 月	10 羽	全羽陰性
蜜蜂の腐蛆病	乙部町、せたな町	8 月	544 群	全群陰性
牛の伝達性海綿状脳症	管内全域 （奥尻町除く）	通年	91 頭 （R4.4 月 ～R5.2 月）	全頭陰性

令和５年度の家畜伝染病予防法第５条に基づく検査を下表のとおり実施します。
該当する町の関係者の皆様、御協力よろしくお願いします。

検査内容	実施町名	実施時期
乳用牛のヨーネ病	せたな町	10～1 月
家きんの鳥インフルエンザ	せたな町	10～12 月
蜜蜂の腐蛆病	乙部町、今金町、せたな町	8 月
牛の伝達性海綿状脳症	管内全域（奥尻町除く）	通年

定期報告書の提出について

家畜伝染病予防法第 12 条の４により、「家畜の所有者は、毎年家畜の飼養頭羽数及び使用状況について、管轄の都道府県知事へ報告すること」と定められています。

必要な書類	概　要
①　定期報告書	毎年２月１日時点の家畜の飼養頭数や飼養衛生管理者の選任状況等について記載し、報告してください。（毎年報告が必要）
②　定期報告書の添付書類	定期報告書に添付する書類で、農場の平面図（消毒場所等を明記）や埋却地等の情報、飼養衛生管理マニュアルに記載する衛生管理に係るルール等について記載し、①に添付してください（原則１回報告。ただし、畜舎等の増改築等、大きな変更があった場合に再提出が必要）。
③　消毒手順書	飼養衛生管理マニュアルに係る消毒等の手順書 （原則１回報告。内容に大きな変更があった場合に再提出が必要）
④　自己点検表（畜種別）	各農場において、定期的に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、最新の点検結果を①に添付してください。（毎年報告が必要）

【提出期限】

●牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
　令和５年(2023 年) ４月 15 日

●鶏（チャボ、烏骨鶏を含む）、あひる（合鴨を含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
　令和５年(2023 年) ６月 15 日

未提出の場合、行政指導の対象となることがあります。

必要な様式は、檜山家畜保健衛生所ホームページからダウンロードできます。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

畜産物への抗菌性物質残留事故防止について

令和４年度（令和５年１月末時点）は、檜山管内で１件、生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しました。残留事故は、食品の安全性をおびやかすだけでなく、生産者・関係機関に大きな損害を引き起こすものです。

抗菌性物質の使用中は、必ず搾乳者全員で情報を共有し、残留事故を防止しましょう。

残留事故を防止するために

- **治療した牛は、その場ですぐにマーキングを行う**
- **２つ以上の対策を行う**
  （スプレー、マークバンド、牛床への掲示など）
- **治療中の牛は、専用の牛房や一定の場所にまとめて隔離する**
- **休薬期間終了後に残留確認検査を受ける**

全道及び檜山管内における監視伝染病発生状況

令和３年次及び令和４年次の全道・檜山管内における監視伝染病の発生状況です。

	畜種	病名	R3.1.1～R3.12.31				R4.1.1～R4.12.31			
			全道		檜山管内		全道		檜山管内	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	210	845	0	0	522	1160	1	1
	山羊	ヨーネ病	2	24	0	0	4	18	0	0
	めん羊	ヨーネ病	0	0	0	0	1	4	0	0
	家きん	高病原性鳥インフルエンザ	1	637(疑似患畜)	0	0	6	7	0	0

届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	53	144	0	0	29	62	0	0
		牛ウイルス性下痢（疑症）	4	4	0	0	2	2	0	0
		牛伝染性リンパ腫	268	658	12	13	255	707	6	7
			(うち、と場発生324頭)				(うち、と場発生385頭)			
		牛伝染性リンパ腫（疑症）	4	4	0	0	1	1	0	0
		サルモネラ症	45	199	1	3	148	362	0	0
			(うち、と場発生10頭)				(うち、と場発生1頭)			
		サルモネラ症（疑症）	1	2	0	0	0	0	0	0
		破傷風	8	8	0	0	7	7	0	0
		破傷風(疑症)	0	0	0	0	2	3	0	0
		牛伝染性鼻気管炎	4	17	0	0	1	4	0	0
		牛丘疹性口内炎	2	8	0	0	1	1	0	0
		ネオスポラ症	3	4	0	0	1	1	0	0
		ネオスポラ症（疑症）	1	1	0	0	0	0	0	0
		気腫疽	0	0	0	0	1	2	0	0
		アカバネ病	0	0	0	0	1	1	0	0
		破傷風（疑症）	1	1	0	0	0	0	0	0
	馬	馬鼻肺炎	14	18	0	0	16	24	0	0
		馬パラチフス	1	3	0	0	3	15	0	0
	豚	豚流行性下痢	0	0	0	0	1	9	0	0
		豚丹毒	6	132	0	0	6	37	0	0
			(うち、と場発生132頭)				(うち、と場発生36頭)			
		豚繁殖・呼吸障害症候群	0	0	0	0	1	7	0	0
		サルモネラ症	2	2	0	0	0	0	0	0
	山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎	0	0	0	0	2	3	0	0
	鶏	低病原性ニューカッスル病	1	1	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症	2	5	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症（疑症）	1	1	0	0	0	0	0	0
		鶏伝染性気管支炎	1	5	0	0	1	4	0	0
	蜜蜂	バロア病	22	332	0	0	20	498	0	0
		チョーク病	18	61	0	0	23	173	0	0
		ノゼマ病	0	0	0	0	1	8	0	0
	犬	レプトスピラ症	0	0	0	0	1	1	0	0

令和５年度所内体制

所　　長	小岸　憲正
次　　長	北本　浩明
主査（薬事安全）	内田　清香（育児休業中）
主査（危機管理）	稲垣　華絵
獣　医　師	五井　勇人

北海道檜山家畜保健衛生所

〒043-0023　檜山郡江差町字田沢町281-1
電話：0139-52-0707　ＦＡＸ：0139-52-4226
Mail: hiyama.hi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp

休日・夜間緊急連絡先：
北海道檜山家畜保健衛生所公用スマートフォン番号
①（外線）011-585-6104→アナウンス→内線番号 44975
②（外線）011-585-6101→アナウンス→内線番号 10446

ホームページ
http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html